

**地域森林計画(案)及び地域森林計画変更計画(案)に係る  
意見募集(パブリックコメント)の結果について**

**1 意見募集の実施状況**

(1) 募集期間

令和7年10月28日(火)～令和7年11月27日(木)

(2) 募集方法

ア 県庁行政情報センター及び県民室、各地区合同庁舎行政情報サブセンター  
一、県立図書館における閲覧  
イ 県ホームページへの掲載

(3) 意見提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールによる。

**2 意見件数**

区分	意見提出人数	意見件数
郵便（持参）	1	4
ファクシミリ		
電子メール	1	5
計	2	9

**3 意見の内容**

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
1	<p>本案46ページ～49ページにおいて、クマに関する対策が無いので明記すべきである。クマのえさとなる木の実の不作・凶作に対応する施策を明記してほしい。 〔北上川上流地域森林計画書(案)〕</p>	<p>鳥獣害の防止に関する事項については、ニホンジカやクマなど、森林に被害を加える鳥獣に対する対策を記載しているものです。</p> <p>また、本計画では、鳥獣害対策に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、鳥獣との共存にも配慮し、適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図ることとしています。</p>	C (趣旨同一)

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
2	<p>ソーラーパネル及び乱伐による森林の崩壊への具体的な対策を明記すべきである。</p> <p>〔北上川上流地域森林計画書(案)〕</p>	<p>0.5ha を越える太陽光発電施設の設置に当たっては、森林法第10条の2第1項の規定による林地開発許可を得る必要があります。</p> <p>本計画においては、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項として、太陽光発電施設を目的とした林地開発は、小規模なものでも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどから、開発行為の許可基準を適正に運用することについて、記載しているところです。</p> <p>なお、本計画に具体的な記載はありませんが、林地開発許可基準においては、洪水調整地や沈砂池等の防災施設の設置等、災害の防止や水害の防止に係る対策について定め、開発行為者を指導しています。</p> <p>また、無計画な伐採への対策については、水源涵養を含む多面的な機能を総合的かつ高度に發揮させるため、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」や、本計画に森林の立木竹の伐採等を含む「森林の整備に関する事項」を定めることなどにより対処しているところです。</p>	C (趣旨同一)

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
3	<p>本案の森林面積の増減について、乱伐やソーラーパネルによる崩壊を反映した結果と成っているのかどうか本案からは読み取れない。キチンと反映していることを明示してほしい。</p> <p>〔久慈・閉伊川地域森林計画変更計画書(案)〕</p>	<p>本変更計画の森林面積の増減は、官行造林の返地に伴うものですが、5年ごとに行う計画の樹立に当たっては、衛星画像や関係資料などにより伐採や林地の開発の状況等を調査し、森林面積や資源量などを公表しております。</p>	C (趣旨同一)
4	<p>林道の開設は防災上必要であるが、巨大津波や直下型地震に伴う広域連携を可能とするルートであってほしい。本案の内容からはそれが理解し難いので、明示して防災の観点からの利用を説明すべきと考える。</p> <p>〔北上川中流地域森林計画変更計画書(案)〕</p>	<p>林道は、森林整備の促進や林業の生産性向上を目的に整備しており、災害発生時には避難路や代替輸送路としても活用されています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組に当たり、参考とさせていただくとともに、地域防災計画等に災害時の代替路として位置づけられている林道の整備も進めています。</p>	D (参考)

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
5	<p>(こども)</p> <p>私は、地域森林計画の意見に賛成です。なぜ賛成かというと、木が大きくなりすぎて木が倒れてしまい川などに入つて、影響を与えてしまう可能性があると思ったし、それに、木はリサイクルして、さらにリメイクすれば、環境にも良いと考えたから賛成にしました。</p> <p>〔北上川上流地域森林計画書(案)〕</p>	<p>賛成のご意見ありがとうございます。</p> <p>木は、地球温暖化の原因になる二酸化炭素を吸いながら育ちます。でも、大きくなると二酸化炭素を吸う力が弱くなります。そこで、大きくなった木を切つて、家の柱や机・イスなどに使い、切つた場所には新しい木を植えて育てます。こうして『植える→育てる→切つて使う→また植える』という流れをくり返すことが大切です。</p> <p>地域森林計画では、このように木を上手に使いながら、森を守り育てていくことを目指しています。</p>	C (趣旨同一)
6	<p>(こども)</p> <p>土砂崩れなどの災害防止、きれいな水ができたり、木材生産の促進、といったメリットがあるし、計画的に森林を整備することで、地域に住んでる人の安全・安心を守り、豊かな森林資源を持続的に活用することにつながるから。</p> <p>〔北上川上流地域森林計画書(案)〕</p>	<p>賛成のご意見ありがとうございます。</p> <p>森には、災害を防いだり、水をたくさんわえたりする大切な働きがあります。</p> <p>地域森林計画では、森が持つ大切な働きを生かしながら、木を切つて木材として使うことを目指しています。また、みんなが安心して暮らせるように、災害を防ぎ、水源を守るために、木を切つたり開発したりすることが制限されている「保安林」を計画的に指定することにしています。</p>	D (参考)

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
7	<p>(こども)</p> <p>僕は地域森林計画に反対です。なぜならまだ使える大きい木を切ることは、「自然・資源破壊」につながると思うからです。新しい木を植えるとはいえ、まだ使える木を切ると、せっかく植えた木を木って無駄にしていることと同じだと思います。しかし、台風・豪雨などで倒木の恐れがある場合には、安全面から見ると住宅街付近に木があるよりも切って住宅の破損等を押さえることができると思います。</p> <p>〔北上川上流地域森林計画書(案)〕</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>大きな木を切ることは「もったいない」と思う人も多いと思います。でも、森にはいろいろな役割があります。地域森林計画では、森を次の4つに分けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 街や地域を守り、水をたくわえる森（ほぜんの森）</li> <li>② 人々にやすらぎやうるおいを与える森（ふれあいの森）</li> <li>③ 自然のままほとんど人の手を加えない森（悠久の森）</li> <li>④ 木を切って使いながら、また育てる森（循環の森）</li> </ul> <p>このように、自然を守る森や、木を切って使う森など、森の役割に合わせていろいろな森をつくっていくことにしています。</p>	D (参考)

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
8	<p>(こども)</p> <p>木を切っていくとじょじょにクマなどの居場所などがなくなり、人里に降りてきて食べ物をあさり、それを駆除、殺処分すると、今度は鹿などが天敵がない状態になるからこんどは家畜や農作物をあさるというとても悪い、やばいサイクルになってしまう可能性があるから。もしやるとしても少しずつやらなければ、徐々に日本は、人間が色々なことをしてしまったから、動物にむしばまれているのような事態になるから 〔北上川上流地域森林計画書(案)〕</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>地域森林計画では、シカやクマなどの野生鳥獣と共に存できるよう、木が混みすぎないように間伐を行うほか、広葉樹や針葉樹などいろいろな種類の木が一緒に育つ森をつくっていくこととしています。</p> <p>こうすることで、森の中が見やすくなり、動物が人の住むところに出てきにくくなります。また、ドングリなどの実がなる広葉樹が増えるので、動物たちも食べ物を見つけやすくなります。</p>	D (参考)

No.	意見の概要	対応方針	反映状況
9	<p>(こども)</p> <p>地域森林計画について質問が 1 つあります。木を切る量が多くなってと動物のいばしょがなくなってしまうので、どのくらいの木を切るのか気になります。</p> <p>〔北上川上流地域森林計画書(案)〕</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>今回の北上川上流地域の森の計画では、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で、丸太にすると約 47 万 2 千立方メートルの木を切る予定です。これは、ふつうの家に使う木の量になると、約 1 万軒分の家にあたります。</p> <p>一方、この地域の森では、木が毎年育って増える量が約 27 万立方メートルあります。5 年間では、約 139 万立方メートルも木が育って森にたまります。つまり、森が育つ量のほうが、切る量よりずっと多いのです。</p> <p>このように、森をなくさないように、森を守りながら育てるために、この計画を立てています。</p>	F (その他)

#### 【参考】反映状況の区分

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・D の対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）